

◆ 書籍紹介 ◆

Shiba, Y., Oosugi, M., Goto, K. eds. (2019) *Quality of life, Legal and tax system to implement sustainable development goals (SDGs) in Japan and the Netherlands*, Shizuoka Gakujiyutsu Shuppan

後 藤 和 子（摂南大学）

本書は、日本の財政学や租税法研究者と、オランダの都市計画及び租税法研究者等が、数年にわたって交流しながら、生活の質について様々な観点から論じたものである。本書編集の最後の段階で、生活の質をめぐる議論とSDGs（持続可能な開発目標）を結びつけたが、各論文は、当初からSDGsを意識して書かれたわけではない。しかし、この本で取り上げた生活の質を構成する要素である文化、都市計画、住宅等は、SDGsの11（都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする）に、環境、ワークライフ・バランスやジェンダー、情報等もSDGsの目標に関連するため、副題にSDGsが明記されている。

本書の主題である「生活の質」とは何だろうか。本書では、OECDが、ウェルビーイング（以後、幸福とする）を、生活の質と物質的条件の2つの側面で構成されると説明していることを援用し、生活の質とは、幸福の物的条件を除く、質的、主観的な状態を表すものと定義する。OECDは、生活の質を測る指標として、健康状態、ワークライフ・バランス、教育と能力、社会とのつながり、市民参加、環境の質、個人の安全、主観的幸福を挙げている。OECDは、また、幸福の物的条件を測る指標として、所得と富、雇用と給与、住宅を挙げる。

本書では、住宅は生活の質の構成要素として扱われているが、OECDの方は、幸福の物的条件として扱っている等、多少の違いもある。こうした違いは、本書が、数年にわたり多分野の研究者が執筆した論文をまとめたものであり、当初からOECDの生活の質の指標に合わせて執筆を依頼したわけではない

という事情による。

こうした限界はあるが、本書は、生活の質を向上させるために文化がどのような役割を果たし、オランダの都市計画や住宅政策がどうなっていて、環境やジェンダー、情報といった問題に対して、規制や補助金、租税インセンティブがどのように設計されているのか、日蘭の比較を知るには格好の書となっている。オランダ側の執筆者は、デルフト工科大学やエラスムス大学ロッテルダム等の気鋭の研究者である。

本書の構成は以下の通りである（筆者による日本語訳）。執筆者は、日本から6名、オランダから9名の合計15名である。

第1章 はじめに

第1部 文化

第2章 文化と都市—日本において、文化は都市と生活の質をいかに向上させているか

第3章 生活の質と文化政策目標への手段としての租税立法、私的支援を事例として

第2部 都市計画

第4章 オランダのコンパクトシティー—オランダにおけるコンパクトシティーのための政策、規制、財政的・社会的原動力

第5章 オランダにおける環境規制

第6章 オランダにおける住宅課税

第3部 環境

第7章 オランダにおける環境法の歴史

第8章 オランダにおける地方環境税

第9章 日本の森林環境税について

第10章	地方分権を志向する日本における地方環境税の展開
第4部	ジェンダー
第11章	オランダにおけるワークライフ・バランスと課税
第12章	配偶者の住み続ける権利と日本の民法（相続）改正
第13章	日本における夫婦同姓問題
第5部	情報
第14章	オランダにおけるオープン地理情報
第15章	日本におけるオープンデータ利用と地理的空間的情報
第16章	自動的な情報交換と国境を越える個人情報

上記の章立てをみると分かる通り、話題は広範にわたっている。その全てについて紹介することはできないが、いくつか興味深い点を挙げてみたい。1つは、女性の労働市場への参加である。オランダが、ヨーロッパの北に位置することから、オランダにおける女性労働は、スウェーデン等の北欧と同じであると思っておられる読者も多いかもしれない。

しかし、第11章で述べられているように、1918年以降のキリスト教政党の影響により、オランダにおける女性の労働市場への参加は遅れている。例外的に、1994年～2002年の間、民法と租税法が女性の独立性と労働市場へのアクセスに関して中立であったため、女性のフルタイム労働が増加した。しかし、2003年からは、以前の状態に逆戻りする方向に向かっている。例えば、2016年のデータによれば、男性の週当たり平均労働時間が36時間であるのに対し、女性は26時間である。オランダにおいては、1996年～2016年の間に、パートタイムで働く女性の割合が増えているのである。

女性の労働市場への参加に対し、個人所得税制度は影響を与えているだろうか。個人所得税が累進課税の場合、課税単位を家族にするか、個人にするかによって税負担が異なる場合がある。11章の説明によれば、
A家族 夫(妻)の所得が8万ユーロ、妻(夫)

の所得が0

B家族 夫(妻)の所得が6万ユーロ、妻(夫)の所得が2万ユーロ

上記の例では、課税単位が家族の場合、AもBも同じ所得税を払うことになる。一方、課税が個人単位なら、B家族の方が、各人の限界税率が低いため、支払う所得税が少なくなる。つまり、個人単位の課税の方が、共働きに有利である。

家族単位の課税は、更に、別の問題ももたらす。例えば、A家族の場合、所得がゼロであった妻(夫)が、働きだすと、課税単位が家族のため、追加的所得に高い限界税率が適用されるから、共働きへの意欲を阻害する。また、2人が個別に課税される方が、合計税額が少ないため、家族になることをためらう人達もいるだろう。

オランダでは、1973年から2001年にかけて、個人所得税の課税単位が、家族から個人へと変更されていった。その背景には、人口の高齢化を支えるために、女性労働を促進したいという動機があった。しかし、キリスト教政党及び高年齢の男性研究者は、家族の合計所得が同じでも、働き手が1人の家族の方が、共働き家族より、多くの個人所得税を支払っていることに異議を唱えている。研究者たちは、働き手が1人の家族の負担を相対的に減らすために、ドイツのような、パートナー同士の所得を合算し、その半分の金額に対して、それぞれ課税する方法を提唱する。そうすると、所得が(8万ユーロ, 0)というカップルと、(2万ユーロ, 6万ユーロ)というカップルは、両方とも、4万ユーロに対してそれぞれが所得税を支払うため、課税額が同じになるからである。また、著者は、現行のオランダの個人単位の課税では、2万ユーロの個人への限界税率が低く有利なため、女性がフルタイムで働く意欲を阻害している面もあるという(もっと働けば、限界税率が高くなる)。

本書の内容で紹介したい2つめは、オランダのコンパクトシティ政策である。第4章によれば、都市計画における規制と財政的支援に加えて、公共交通への支援や自転車文化が、

コンパクトシティの実現を支えている。オランダでは、1960年～1985年にかけて、人口増加に伴い、ニュータウンが形成され、ニュータウンには、比較的所得の高いファミリー層が住み、旧市街地には、単身者や高齢者が住むという対比が出来上がった。また、ニュータウンは住宅地であるため、雇用の場がなく、職場のある大都市への自動車通勤は、環境を悪化させた。

そのため、1985年には、早くもコンパクトシティが提唱されるようになり、都市計画もニュータウン政策から、コンパクトシティ政策へと大きく転換を遂げた。当初のコンパクトシティの動機は、自動車通勤等による環境悪化を防ぐことであった。また、1980年代のオランダは、財政状況が厳しく、ニュータウンへの公共投資ができなくなったという事情もある。こうした歴史を見ると、オランダでは、日本より随分早い時期からコンパクトシティ政策に取り組んできたことが分かる。

コンパクトシティの実現のためには、地方自治体が、都市計画を通じて土地所有者の私権を制限する必要がある。EU諸国では、公共の目的のために財産権を制限することができる。オランダでは、土地の使用は、公共の土地利用計画に従わなければならない。新しい開発は、その都市の膨張ではなく、都市内の持続可能な発展に沿うものでなければならないという制約がある。

コンパクトシティの実現のために、様々な補助金も用意された。1985年～2005年には、地方自治体向けに、都市再開発資金が補助され、1995年～2009年には、ロケーション（位置）補助という、都市中心部等の地価の高い場所に対する補助が行われ、2000年～2014年には、市街地再開発予算も組まれた。更に、バス、トラム、地下鉄等の公共交通への財政的支援も重要である。このように様々な支援をする目的は、住みやすく働きやすい環境を実現することで都市の競争力を高めることで

あった。日本のように、人口減少や地方財政の効率性という観点からコンパクトシティ政策が採用されたわけではなく、環境問題や、都市の競争力といった面から構想されていることが興味深い。

生活の質との関連でいえば、コンパクトシティは、商店や銀行、病院、文化施設、教育サービスを近距離で享受できるため、生活の質を高めることができる。他にも、高密度のため交通費が安く、通勤距離が短い点でも、生活の質はよくなる。更に、自家用車がなくとも公共交通での移動ができ、市内を徒歩や自転車で移動できることは、健康にもよいいため、健康面でも生活の質を高めているといえる。

オランダでは、現在、スマート・シティが関心を集めているが、コンパクトシティは、果たしてスマート・シティだろうか。スマート・シティは、単に都市問題をICTで解決するということではなく、スマートな成長（スマートな都市発展）を意味する。スマート・シティは、スマートな（賢い）解決、生活の質の向上、持続可能性、アクセシビリティとオランダの競争力を目指している。著者は、コンパクトシティとスマート・シティは、生活の質や持続可能性等の共通の目標を持つため、コンパクトシティはスマート・シティでもあると結論づけている。

3つめは、生活の質と文化の関係や、文化を促進する租税インセンティブについて、書かれている点である。第2章と第3章がこれにあたるが、詳細は、同じ著者たちの編著である Hemels, S. and Goto, K, eds. (2017)¹⁾を見てほしい。以上、本書の書評ではなく、編者の一人として、本書の内容を簡単に紹介させていただいた。

注

- 1) Hemels, S., and Goto, K. eds. (2017) *Tax incentives for the creative industries*, Springer